

『グリーンズ川越第24号』で指摘した 政務調査費の領収書提出義務化が実現します！

☆ 川越市も平成19年度より政務調査費の領収書提出義務化スタート ☆

グリーンズ川越、第24号でとりあげた「政務調査費の使い道公開を！」の中で、条例で政務調査費を何にいくら使ったのか公開する必要がないことになっていることを指摘し、記事にしました。その後、たまたまニュース等で取り上げられ問題がクローズアップされました。そのこともあってか、川越市議会では12月議会において条例改正が話し合われ、その結果19年度より政務調査費の領収書提出義務化、となった様です。

しかし、まだ使途を前端的に公開するには至らず、遅まきながら他市に追いついたというところでしょうか。今後は、政務調査費の使途全面公開を求めていきたいと思えます。下はグリーンズ川越24号の記事です。

川越市議会も「政務調査費の使い道」公開を！

～ 県内で領収書公開義務がないのは川越を含む4市だけ ～

政務調査費ってなーに？

政務調査費とは、議員の調査研究のための経費の一部として、川越市が定める条例に基づき各会派に交付されるものです。川越市では一人あたり月に8万円、年間96万円が支給されています。

何が問題なの？

川越市では政務調査費を何に使ったのかを公開しなくても良いことになっており、これが一番の問題です。現在の条例では、政務調査費として使った領収書を会派で5年間保管する義務はあるのですが、公開する義務はないのです。

そのため、視察にも使われながら、市民は「どのような目的で、どこへ行き、どんな成果があったのか」を知ることができず、適正な支出であったかどうかの判断はできないのです。

このようなことが「不透明」な印象を与え、「第2の議員報酬」などと批判される要因なのです。

領収書の公開を！

現在領収書を非公開にしているのは、県内では秩父市、川口市、蓮田市、川越市の4市のみです。埼玉県で初の中核市となった川越市がこの中に入っていることが、残念でなりません。

今回、情報公開請求により公開された収支報告書を手しましたが、領収書がないため、「研究研修費・調査旅費・資料作成費・広報費」などの名で、収支が示されているにすぎず、その詳細を知ることはできませんでした。

一人あたり年間96万円という公費が支給されながら、市民への報告義務も、領収書の公開義務もないのです。

他の多くの市では、これらは条例で義務化されていますが、他の自治体がやっているからやれといっているわけではありません。公費を使っている以上、領収書の公開は当然であり、1日も早い条例の改正を望みます。皆さんはどのように考えますか？

【 訂正 】 前回の25号で、私の住所の郵便番号が 350-0002 となっていました、正しくは 350-0001 です。大変失礼致しました。

グリーンズ川越は、政治を身近にしていくための活動の一つとして、2003年より、環境、教育、議会・行政改革をテーマの中心に、提案型地域情報誌として、私の考え方と共に皆様にお届けしているニュースです。少人数でのポスティング中心でお届けしているため、皆様のお手元にタイムリーにお届けできない場合がありますが、ご了承下さい。

- ☆ ご意見・ご感想など、皆様のお声をお聞かせ下さい。
- ☆ グリーンズ川越は100%再生紙・100%手作りで作成しています。
- ☆ ポスティング等、お手伝いいただける方は、ご連絡をいただければ幸いです。

<http://k-k31.my.coocan.jp>

